

厚生労働省発基安0516第1号

令和5年5月16日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 じん肺法施行規則の一部改正

一 事業者は、毎年、十二月三十一日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、じん肺健康管理実施状況報告の様式を用いて、翌年二月末日までに、当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該所在地を管轄する都道府県労働局長に報告しなければならないこととされているところ、これを電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととする。

二 じん肺健康管理実施状況報告の様式について、削除すること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 事業者は、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任したときは、遅滞なく、被選任者の氏名等を、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医選任報告の様式を用いて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならないこととされているところ、これを電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととする。

らないこととする。

二 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、労働安全衛生規則第四十四条又は第四十五条の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、当該健康診断の結果等を、定期健康診断結果報告書の様式を用いて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされているところ、これを電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととする。

三 事業者は、労働安全衛生規則第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、当該健康診断の結果等を、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書の様式を用いて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされているところ、これを電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととする。

四 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等を、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の様式を用いて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされているところ、これを電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととする。

五 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、災害発生状況及び原因等を、労働者死傷病報告の様式を用いて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされているところ、これを電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととし、併せて、休業の日数が四日に満たない場合における報告事項に、労働保険番号等を追加すること。

六 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医選任報告、定期健康診断結果報告書、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書並びに労働者死傷病報告の様式について、削除すること。

七 その他所要の改正を行うこと。

第三 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

一 事業者は、有機溶剤中毒予防規則第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、当該健康診断の結果等を、有機溶剤等健康診断結果報告書の様式を用いて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされているところ、これを電子情報処

理組織を使用して報告しなければならないこととする。

二 有機溶剤等健康診断結果報告書の様式について、削除すること。

第四 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等

一 この省令は、令和七年一月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。